

第2次那須町一般廃棄物処理基本計画【概要版】

1. 計画の基本的事項

1.1 計画の改訂に当たって

- ・那須町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づいて策定するものです。
- ・本計画は、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画からなり、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、町内の一般廃棄物や生活排水の処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。
- ・本町では、平成29年3月に前計画の策定、令和6年3月に前計画の一部の見直しを行っており、今年度で計画期間が終了することから新たに計画を策定するものです。
- ・本計画は、計画期間を令和8年度～令和17年度として計画目標年度を令和17年度、中間目標年度を令和12年度として策定します。
- ・本計画の策定に当たっては、国の「廃棄物処理法に基づく基本方針」（令和7年2月18日）や県の「栃木県環境総合計画」の策定など、社会情勢や国、県の動向を念頭に検討を行います。

1.2 本町の現状と課題

- ・本町のごみ総排出量及び1人1日当たりのごみ排出量は、令和2年度以降増加傾向にあります。
- ・本町においては事業系ごみの占める割合が栃木県平均と比較して高く、家庭系ごみの取組は着実に進んでいると考えられることから、事業系ごみにおける対策を重点的に行うことが効果的です。特に、観光地である本町では、観光客が排出するごみも多く発生するため、観光分野との連携による施策が重要と考えられます。
- ・社会経済情勢の変化への対応として、高齢化への対応（高齢化率は、県30.7%、本町43.9%、令和6年度）、プラスチックの資源化、食品ロス削減、リチウムイオン電池の適正処理等が求められています。

2. ごみ処理基本計画

2.1 ごみ処理基本計画の基本目標

- ・上位計画である「第8次那須町振興計画」では、基本目標の一つとして「自然とともに暮らすまち」を掲げ、目指すべき方向として、生ごみ等の発生抑制や分別の徹底、周知・啓発を推進し、効率的な施設運営を通じて、ごみの減量化と資源化を進めることにより循環型社会を目指すことを定めています。
- ・第8次那須町振興計画を受けて、本計画では、町民・事業者・町がお互いに協働しながら、サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を推進し、持続可能な循環型社会の形成に向けていく必要があります。
- ・そこで、基本目標を次のように設定し、町民・事業者・町が一体となって取り組むこととします。

基本目標

～みどりあふれ、めぐる資源、みんなで創る持続可能な未来～

笑顔とみどりが循環する幸福なまち

2.2 ごみ処理基本計画の基本方針

- ・基本目標を達成するため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

- 基本方針1「町民・事業者・町の協働によるごみ減量化・資源化の推進」
- 基本方針2「環境負荷の少ない適正処理・処分の推進」
- 基本方針3「リサイクルの推進」

2.3 ごみ処理基本計画の基本指標と数値目標

- ・基本指標及び数値目標を表2のとおり定め、施策の進行状況の把握に努めることとします。
- ・ごみ排出量、リサイクル率は、「廃棄物処理法に基づく基本方針」と整合をとり、前計画に引き続き指標として設定します。最終処分については、前計画では「最終処分率」を指標としていましたが、「廃棄物処理法に基づく基本方針」と整合を図り、「最終処分量」として設定します。
- ・三つの基本指標に加え、それぞれの目標に向けた施策の検討個別の指標の設定に努め、施策ごとの効果の評価に活用することを検討します。

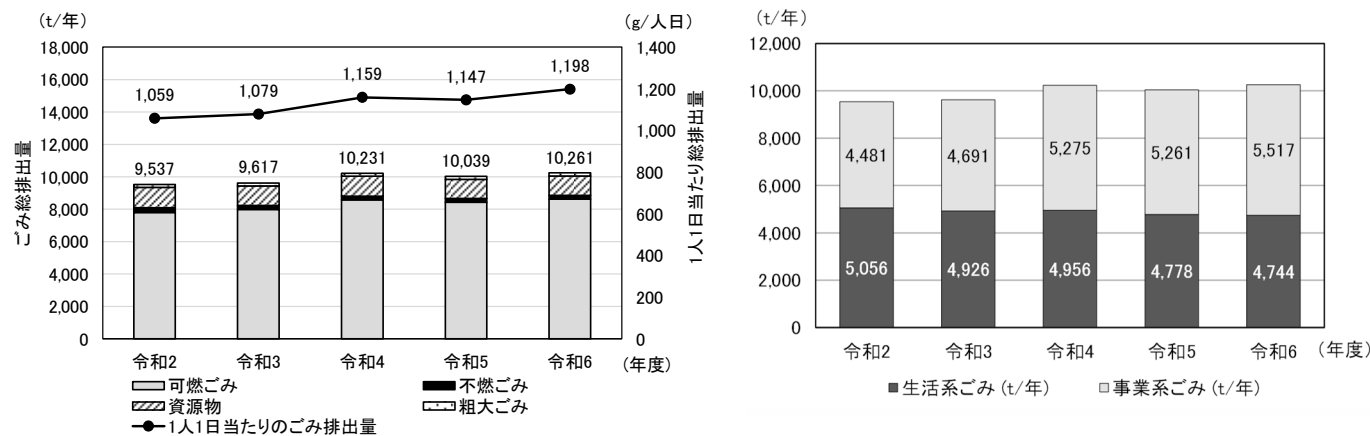


図1 ごみ排出量の推移(左)と生活系・事業系ごみ排出量の実績(右)

表1 ごみ排出量に占める事業系ごみ(資源物を除く)の割合(%)

	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	平均
本町	45%	47%	50%	50%	52%	49%
栃木県	24%	25%	25%	26%	-	25%

表2 ごみ処理基本計画における基本指標及び数値目標

指標	単位	基準年度 令和4年度	中間目標年度 令和12年度	目標年度 令和17年度
① ごみ排出量	t/年	10,231	9,208 (10%削減)	8,696 (15%削減)
② リサイクル率	%	13.4	19.4 (6%増加)	23.1 (9.7%増加)
③ 最終処分量	t/年	1,063	925 (13%削減)	841 (21%削減)

2.4 ごみ処理基本計画の体系

・目標達成に向けた、町、町民、事業者による取組（重点施策）を、以下のとおり定めます。

基本方針 (1) 町民・事業者・町の協働によるごみ減量化・資源化の推進 (2) 環境負荷の少ない適正処理・処分の推進 (3) リサイクルの推進	目標（令和17（2035）年度） ・ごみ排出量：8,696t/年 ・リサイクル率：23.1% ・最終処分量：841t/年
	重点施策 1. 町による取組 ① 啓発活動の充実 ② 事業者に対する減量化・資源化指導の徹底 ③ ごみ処理手数料の継続 ④ 容器包装廃棄物等の排出抑制、リユース容器の利用促進 ⑤ 粗大ごみのリユース事業 ⑥ 分別の徹底 ⑦ リチウムイオン電池等の適正処理 ⑧ プラスチックの資源化促進 ⑨ 使用済み紙おむつへの対策 ⑩ 植物性食用廃油の資源化促進 ⑪ 生ごみの減量化・資源化促進へ向けた支援 ⑫ 食品ロスの削減 ⑬ 観光分野との連携 ⑭ ごみ組成調査時期の追加・変更検討 ⑮ 適正処理困難物・有害化学物質への対応 ⑯ 効率的な収集・運搬体制の検討 ⑰ 家庭用資源ごみリサイクルステーションの設置検討 ⑱ 町の率先した取組み・体制の充実 2. 町民による取組 ① 分別の徹底による資源化の推進 ② 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用促進 ③ プラスチックごみの削減 ④ 生ごみの減量化 ⑤ 食品ロスの削減 3. 事業者による取組 ① 発生源における排出抑制 ② 町との連携 ③ 容器包装廃棄物の削減 ④ 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用促進 ⑤ 食品ロスの削減 ⑥ 分別の徹底による資源化の推進
	収集・運搬計画 中間処理計画 最終処分計画 ごみ処理施設の整備に関する事項 その他の廃棄物対策

2.5 事業系ごみの排出削減について

- ・本町のごみ排出特性として事業系ごみの比率が高いため、事業系ごみの排出削減を重点的に強化し、事業系可燃ごみの削減および資源化を大幅に進めることで、ごみ排出量を削減する方針としています。
- ・本町は、事業系ごみの排出削減に寄与する取組として、「事業者に対する減量化・資源化指導の徹底」「プラスチックの資源化促進」「使用済み紙おむつへの対策」「観光分野との連携」等を重点的に実施していきます。

3. 生活排水処理基本計画

3.1 生活排水処理基本計画の基本目標

- ・河川や水路などの水環境を保全するためには、水質汚濁の原因となるトイレや台所からの生活排水を適切に処理する必要があります。一方、人口減少や厳しい地方財政の状況等、生活排水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化しており、今後の生活排水処理施設整備は、より一層の効率化が求められています。
- ・本町の良好な自然環境を保全していくことは私たちの役目であり、貴重な財産である自然をよりよい形で将来に継承していくために、町民・事業者・町が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。



3.2 生活排水処理全般における課題・基本方針

- ・生活排水処理率は、令和5年度において81.0%であり、全国平均の90.7%や栃木県平均の87.0%を下回っています。
- ・そのため、生活排水の適正処理の必要性について啓発を行うと共に、合併処理浄化槽への切り替えと適正な維持管理の推進に努めます。

3.3 生活排水処理基本計画の目標

- ・生活排水処理基本計画の目標は、本町の「生活排水処理構想」を基に、表3のとおり設定します。

表3 生活排水処理基本計画における目標

指標	単位	基準年度 令和4年度	中間目標年度 令和12年度	目標年度 令和17年度
① 生活排水処理率	%	83.4	84.9	86.2

3.4 目標達成のための取組

- ・目標達成のための取組を、以下のとおり定めます。
- ・生活排水の汚濁負荷削減のための方策（広報・啓発活動等）
- ・合併処理浄化槽の普及促進等（合併処理浄化槽設置の費用、単独処理浄化槽等の撤去費、宅内配管設置費の一部を補助）
- ・浄化槽の維持管理（定期的な保守点検・清掃及び法定検査が適正に実施されるよう指導）

第2次那須町一般廃棄物処理基本計画【概要版】

令和8年3月

発行・編集 那須町役場 環境課

〒329-3292 栃木県那須郡那須町大字寺子丙3番地13

TEL 0287 (72) 6916 FAX 0287 (72) 6941

E-mail kankyo@town.nasu.jg.jp